

県新人大会運営の手引き（運営担当校用）

岐阜県高体連テニス専門部 競技進行係

1. 事前準備（専門部の担当係が準備する場合は2.へ）

事前にジャッジペーパーを準備（HPよりダウンロード）し、1回戦および対戦の決まっている2回戦について、学校名・選手名（個人戦の場合）などを記入しておく。

2. 当日朝の本部準備

朝8:00に集合し、次の準備のうち可能なことから行う。

- ① 本部設置（机・イスを並べ、ホワイトボードを設置する）
- ② ジャッジペーパーの作成（1.の事前準備ができていない場合）
- ③ 用具の準備（審判用具とコートレフェリー用具は審判担当の先生から受け取る）
（審判用のかごには、ジャッジ板・鉛筆・ストップウォッチ・コイン・審判の手引きを入れる）
- ④ 試合順・コート割の確認（競技進行係の先生から指示を受ける）

3. 当日朝のコート準備

コート管理人さんが来たら、次の準備をする。（人が足りない場合は、運営担当地区の他校に協力してもらう）
（ファミリーパークでは、8:30から②③④を行う）

- ① ハンドルを受け取り、ネットを上げる。
- ② シングルススティックを2本ずつ配り、ネットの高さを合わせる。
- ③ 得点板を設置する。
- ④ 審判台・ベンチの位置を確認し、不適切な場合は直す。

4. 受付

- ① 8:40から受付を行う。（準備が順調なときは、早めに始めてもよい）
- ② 試合ができる服装で受付させる。（着替えていない者は着替えさせる）
- ③ ダブルスは2人そろって、団体は代表者に受付させる。
※ 団体登録選手全員の確認は、開会式整列時に行う。
- ④ 団体戦で最初に試合が入る学校には、開会式前にオーダーを提出するように指示する。

5. 試合中の仕事

本部補助員3名（団体戦のときは5名）と運営担当校の顧問1名は、必ず本部に待機する。（団体戦で顧問がベンチに入る場合は、運営担当地区の委員長などに本部の職務を代行してもらう）

- ① 団体戦のとき、対戦が決まったら速やかにオーダー用紙を提出させ（出さない学校は放送で呼んで出させる）、オーダーを点検し（不備があれば放送で呼び出して再提出させる）、よければジャッジペーパーに選手名を記入する。
（オーダー用紙は競技進行係の先生に渡して最終チェックしてもらう）
※ 団体戦のジャッジペーパー作りは、窓口からのぞけない机で行う。
- ② 次に入る試合の審判に、ジャッジペーパーとボールを渡す。（団体戦の場合、全対戦分を渡す）
- ③ 試合が終わったら、審判からジャッジペーパーのみを受け取り、点検する。（不備がある場合は、その場で審判に

確認して正す)

- ④ ③で受け取った試合結果を、本部のトーナメント表とホワイトボードに記入する。
- ⑤ 試合進行に合わせて、ジャッジペーパーを次々と準備していく。(審判がジャッジペーパーを返却するより先に、コートレフェリーから試合終了の連絡があるので、その連絡を聞いたら準備する)
- ⑥ ③で受け取ったジャッジペーパーがある程度たまったら、広報記録係の先生に渡す。
- ⑦ コート変更など、競技進行係の先生からの指示があれば、速やかに対応する。

6. ボールについて

本部でジャッジペーパーとともにニューボールを渡し、そのボールで試合を実施させ、使用済み球は敗者が持ち帰るが、次の点に注意する。

- ① 団体戦では負けた学校がすべての使用済み球を持ち帰る。(個々の対戦の敗者が持ち帰るのではない)
- ② 団体戦のフィードインコンソレーションについては、本部でジャッジペーパーとともにニューボールを渡し、そのボールで試合を実施する。(ただし、使用済み球は本部へ返却させる)
- ③ 個人戦の3位決定戦およびシングルの順位(5~8位)決定戦については、試合前にニューボールは渡さず(ジャッジペーパーのみ渡す)、敗者ボール(使用済み球)を持ち寄って試合をおこない、試合後再び選手が持ち帰る。(ハードコートで実施する場合は②と同様にニューボールを渡し、使用済み球は本部へ返却させる)
- ④ ボールが紛失・破損した場合は、使われているものと同程度のユーズドボールを2球交換する。ウォームアップ中、またはボールチェンジ後2ゲーム以内に起こった場合はニューボールに交換する。紛失・破損したボールは本部に回収する。

7. 試合が終わったコートのアト片付け

原則として最後の試合を行った選手(学校)にあと片付けをやってもらうが、それができなかった場合は次の片付けを行う。

- ① ネットを下げてハンドルを本部へ返却(ハードコートでないときはコート整備も行う)
- ② シングルススティックと得点板の撤収
- ③ 審判用具などの撤収(そろっているか確認)
- ④ 忘れ物・ゴミなどの確認

8. 最後のあと片付け

試合の終わり具合を見て、審判用具などの片付け、本部の撤収、ゴミ拾い・ゴミ捨てるうち可能なことから行う。

令和6年4月1日改正

令和8年4月1日改正